

室戸市の人事行政の運営等の状況について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	16,254	12,425,106	199,734	1,935,509	15.58	19.61

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

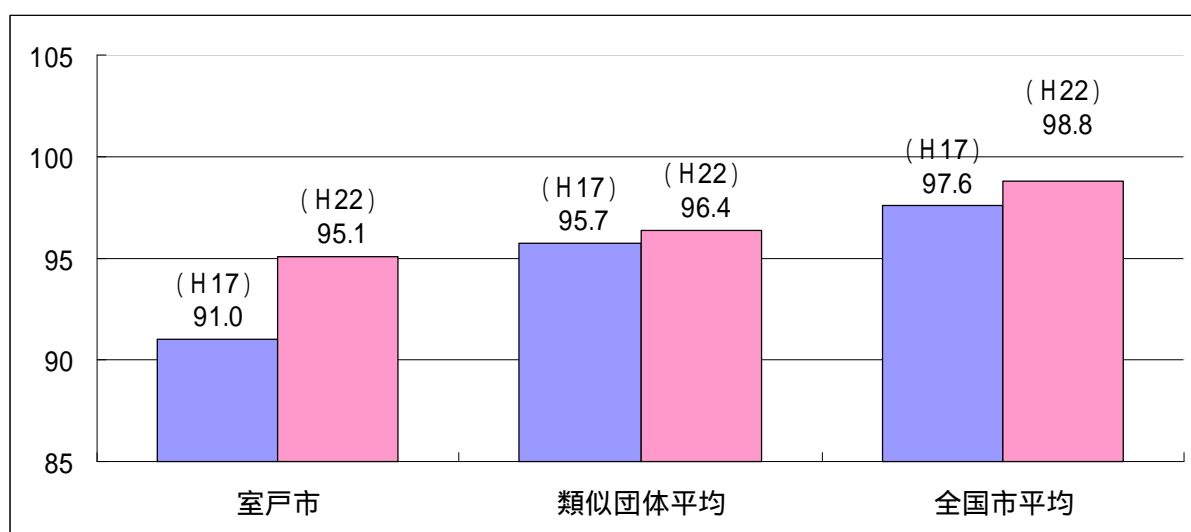
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 平成22年度 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	232	792,191	114,892	281,366	1,188,449	5,123	5,863

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

一般職給与の減額 3級～6級の職員 1.5%減
期間 平成22年4月～平成23年3月

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,900	186,100	223,200	262,200	289,500	320,900
最高号級の給料月額	244,000	309,500	356,700	390,400	402,800	424,900

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
室戸市	40.4歳	300,244円	333,201円	316,313円
高知県	43.9歳	338,188円	392,642円	358,338円
国(H23.4.1現在)	42.3歳	327,205円		397,723円
類似団体(H22.4.1現在)	43.3歳	326,813円	375,935円	353,294円

技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
室戸市	53.3歳	6人	345,973円	354,855円	348,139円
うち学校用務員					
うち学校給食員	52.3歳	3人	334,533円	345,666円	338,866円
うち保育調理員					
高知県	55.3歳	110人	329,140円	353,872円	341,271円
国(H23.4.1時点)	49.5歳	3,689人	283,862円		321,662円
類似団体(H22.4.1時点)	48.6歳	平均30人	306,912円	330,237円	319,997円

区分	民間			参考年収ベース(試算値)の比較		
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	公務員 C	民間 D	C / D
室戸市						
うち学校事務員	用務員	53.8歳	209,700円	円	2,943,200円	
うち学校給食員	調理師	45.1歳	213,000円	5,570,392円	2,997,900円	1.86
うち保育調理師						

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 民間データは、総務省から提供されたもので、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査報告(賃金センサス、10人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象に、常用労働者のうち一般労働者について集計したもの。)のデータを使用している。

(平成20年から平成22年の3年平均)

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。

期間を定めずに雇われている労働者

1か月を超える期間を定めて雇われている労働者

日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

「一般労働者」とは、短時間労働者(同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者)以外の労働者をいう。

- 4 民間データの労働者には正社員だけでなく、いわゆる非正規雇用の労働者も含まれているが、技能労務職のデータは、任期の定めのない正規任用の常勤職員のみであり、臨時・非常勤職員は含んでいない。また、年齢、業務内容、雇用形態等の点において技能労務職の給与データと完全に一致しているものではない。
- 5 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		室 戸 市	高 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	161,900 円	172,500 円	種 185,800 円 種 172,200 円
	高 校 卒	140,400 円	140,400 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

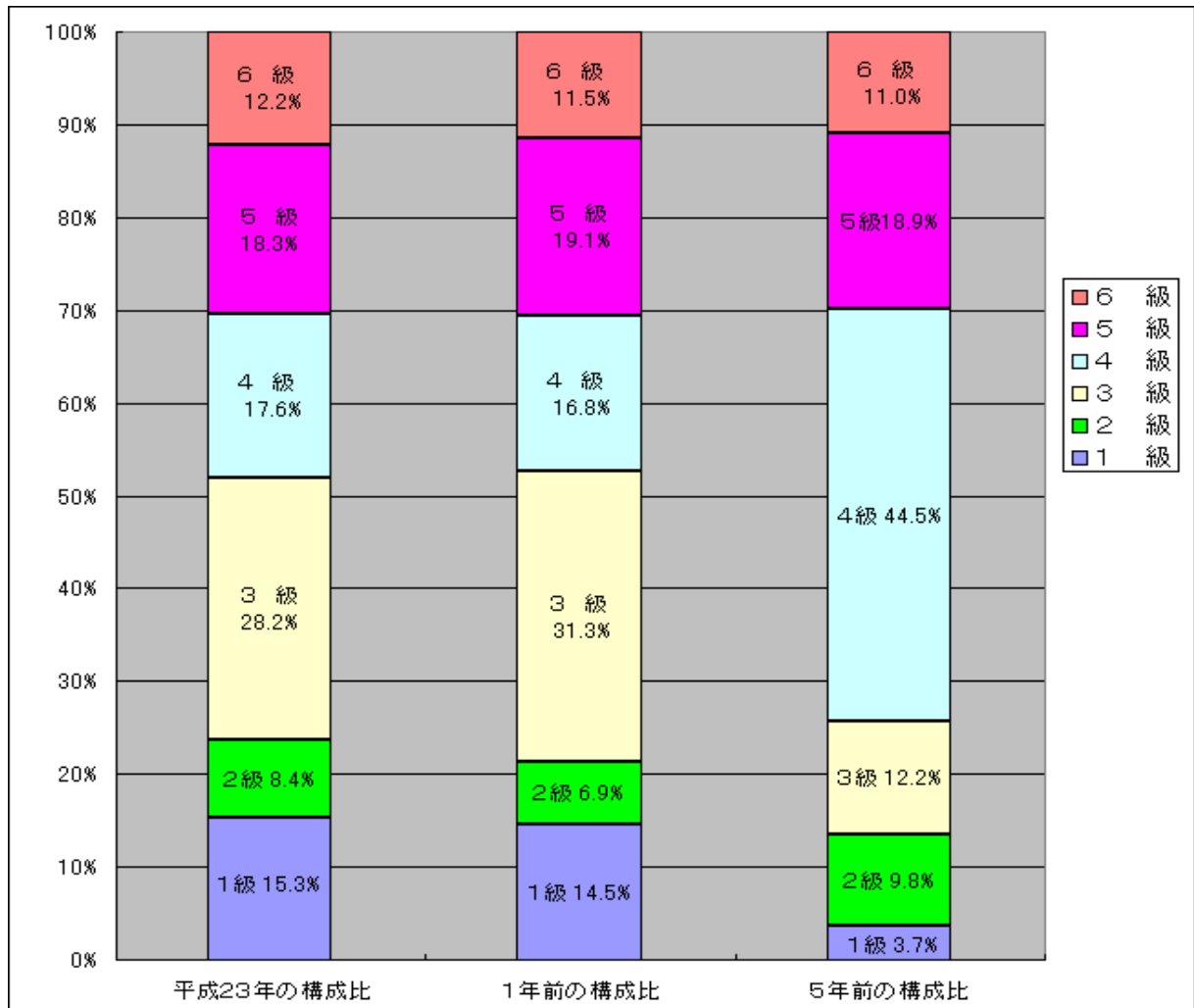
区 分		経験年数 5年以上10年未満	経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満
一般行政 職	大 学 卒	219,400 円	263,376 円	311,200 円
	高 校 卒	183,000 円	229,625 円	280,180 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師、主事補、技師補	20 人	15.3 %
2 級	主事、技師	11 人	8.4 %
3 級	主任、主幹	37 人	28.2 %
4 級	班長	23 人	17.6 %
5 級	課長補佐	24 人	18.3 %
6 級	課長	16 人	12.2 %

- (注) 1 室戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の勤務成績については評定を行ってはいるが、その成績に応じた昇給ではなく一律支給としている。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

室戸市	高知県	国																																																															
1人当たり平均支給額(H22年度) 1,266 千円	1人当たり平均支給額(H22年度) 1,583 千円	-																																																															
(H22年度支給割合) <table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6月期 1.25月分</td> <td>0.66月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>()月分</td> <td>()月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月期 1.35月分</td> <td>0.61月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>()月分</td> <td>()月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計 2.60月分</td> <td>1.27月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>()月分</td> <td>()月分</td> <td></td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当		6月期 1.25月分	0.66月分		()月分	()月分		12月期 1.35月分	0.61月分		()月分	()月分		計 2.60月分	1.27月分		()月分	()月分		(H22年度支給割合) <table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6月期 1.25月分</td> <td>0.675月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(0.65)月分</td> <td>(0.35)月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月期 1.35月分</td> <td>0.625月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(0.75)月分</td> <td>0.30)月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計 2.60月分</td> <td>1.30月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1.40)月分</td> <td>(0.65)月分</td> <td></td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当		6月期 1.25月分	0.675月分		(0.65)月分	(0.35)月分		12月期 1.35月分	0.625月分		(0.75)月分	0.30)月分		計 2.60月分	1.30月分		(1.40)月分	(0.65)月分		(H22年度支給割合) <table border="0"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6月期 1.25月分</td> <td>0.7月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(0.65)月分</td> <td>(0.35)月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月期 1.35月分</td> <td>0.65月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(0.80)月分</td> <td>0.30)月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計 2.60月分</td> <td>1.35月分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1.45)月分</td> <td>(0.65)月分</td> <td></td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当		6月期 1.25月分	0.7月分		(0.65)月分	(0.35)月分		12月期 1.35月分	0.65月分		(0.80)月分	0.30)月分		計 2.60月分	1.35月分		(1.45)月分	(0.65)月分	
期末手当	勤勉手当																																																																
6月期 1.25月分	0.66月分																																																																
()月分	()月分																																																																
12月期 1.35月分	0.61月分																																																																
()月分	()月分																																																																
計 2.60月分	1.27月分																																																																
()月分	()月分																																																																
期末手当	勤勉手当																																																																
6月期 1.25月分	0.675月分																																																																
(0.65)月分	(0.35)月分																																																																
12月期 1.35月分	0.625月分																																																																
(0.75)月分	0.30)月分																																																																
計 2.60月分	1.30月分																																																																
(1.40)月分	(0.65)月分																																																																
期末手当	勤勉手当																																																																
6月期 1.25月分	0.7月分																																																																
(0.65)月分	(0.35)月分																																																																
12月期 1.35月分	0.65月分																																																																
(0.80)月分	0.30)月分																																																																
計 2.60月分	1.35月分																																																																
(1.45)月分	(0.65)月分																																																																
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 0%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%																																																															

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

[参考] 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政)

一律支給

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

室戸市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2～20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 21,158千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		3,610	千円
支給職員1人当たり平均支給月額(22年度決算)		7,520	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		17.2	%
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給単価	
防疫手当	感染症等防疫又は獣類の死体処理に従事した職員	日額	1,000円
行旅病人同死亡人取扱手当	行旅病人の救護又は移送をする作業に従事した職員	1回	1,000円
	行旅死亡人(無縁人骨の処理を含む。)を收容する作業に従事した職員	1回	2,000円
消防手当	火災、救助、水防等のため緊急出動した消防職員	1勤務	450円
夜間特殊勤務手当	消防職員で深夜(午前10時から翌日の午前5時まで)に通信、受付等の勤務に従事した職員	2時間未満	410円
		2時間以上	730円
救急出動手当	救急業務に従事した職員	1回	300円
	救急救命士として業務に従事した職員	1回	510円

(4) 時間外勤務手当(普通会計決算)

支給実績(22年度決算)	31,838	千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	137	千円
支給実績(21年度決算)	28,724	千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	122	千円

(5) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給月額(22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外 6,500 円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人目 11,000 円 ・扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末の間にある子1人につき 5,000 円を加算	同		21,793千円	16,600円

手当名	内容及び支給単価	国との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給 月額 (22年度決算)
住居手当	借家・借間 家賃が23,000円以下のとき 家賃 - 12,000円 家賃が23,000円超のとき 支給限度額27,000円	同		8,482千円	21,300円
通勤手当	1. 交通機関等の利用者 交通機関利用者 運賃等相当額 55,000円/月以下 自動車等の使用者 2kmから3kmを1,600円 1km増すごとに500円の加算 40kmから45kmを20,900円、 45kmをこえる場合は900円の 加算 60kmで24,500円を限度	一部異	国は、5Km 単位の設定	9,888千円	6,300円
管理職手当	管理職(課長級)の職員に 月額42,500円を支給	同		9,690千円	42,500円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の 休日等に勤務した時間に対し支給 1時間あたり135/100の割合を乗じた額を支給	同		13,574千円	18,700円

6 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分			給 料 月 額 等
給 料	市 長		660,000 円
	副 市 長		576,000 円
	教 育 長		551,000 円
報 酬	議 長		330,000 円
	副 議 長		290,000 円
	議 員		270,000 円
期 末 手 当	市 長		(22年度支給割合) 2.60 月分
	副 市 長		(22年度支給割合) 2.60 月分
退 職 手 当	市 長		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長		給料月額×勤続年数×100分の400 10,560,000 円 任期毎
	教 育 長		給料月額×勤続年数×100分の300 6,912,000 円 任期毎
			給料月額×勤続年数×100分の200 4,408,000 円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

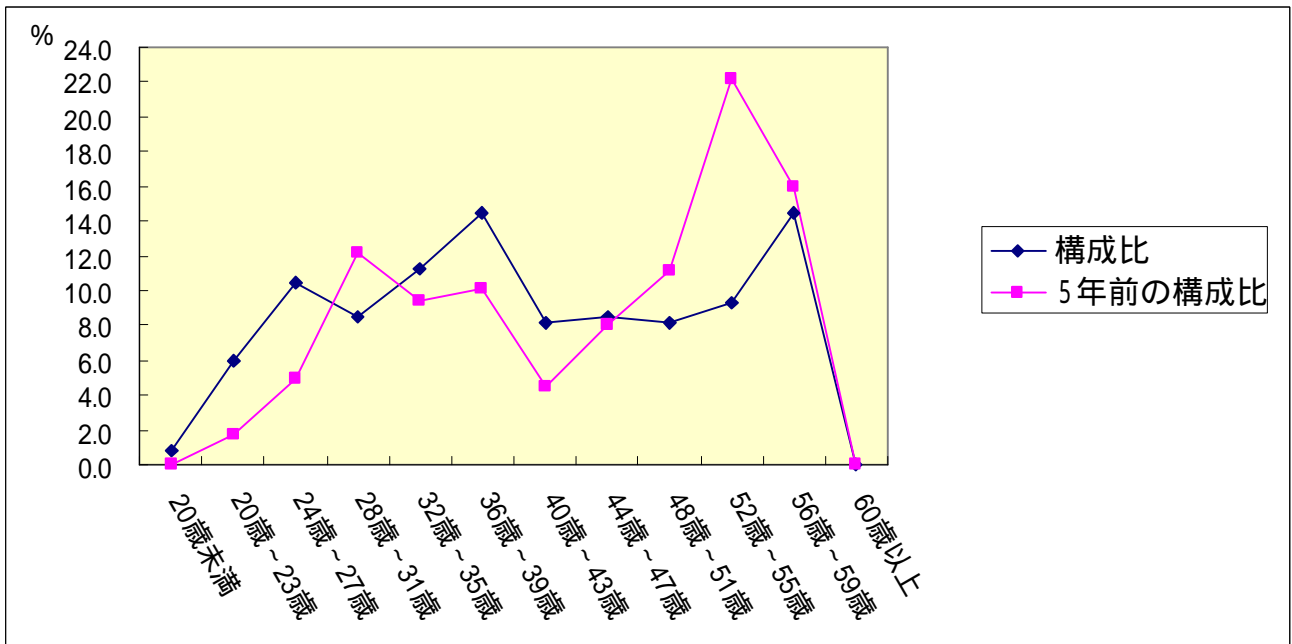
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成23年	平成22年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	専任の市民館長配置による増 職員数減に伴う削減 業務の見直しによる減
		総務企画	46	46	0	
		税 務	18	18	0	
		民 生	54	53	1	
		衛 生	11	11	0	
		農林水産	12	12	0	
		商 工 土 木	3 13	4 14	1 1	
	計	160	161	1	<参考> 人口1万人当たりの職員数 98人	
	教育部門	18	19	1	職員数減に伴う削減	
	消防部門	51	52	1	前年度前倒し採用による減	
	小 計	69	71	2	<参考> 人口1万人当たりの職員数 141人	
会 公 計 営 部 企 業 等	水 道	7	7	0	後期高齢者医療広域連合派遣終了	
	国保、介護	12	13	1		
	小 計	19	20	1		
合 計		248 [282]	252 [282]	4	<参考> 人口1万人当たりの職員数 153人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	15人	26人	21人	28人	36人	20人	21人	20人	23人	36人	0人	248人

(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	18年	19年	20年	21年	22年	23年	
一般行政	185	176	170	165	161	160	25 -13.5%
教育	28	26	23	19	19	18	10 -35.7%
消防	50	50	51	51	52	51	1 2.0%
普通会計 計	263	252	244	235	232	229	34 -12.9%
公営企業等会計	25	23	20	20	20	19	6 -24.0%
総合計	288	275	264	255	252	248	40 -13.9%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 職員の勤務時間、勤務条件に関する状況

(1) 勤務時間

一週間あたり38時間45分が勤務時間であり、公務の運営上の事情により特別な形態で勤務する必要のある職員(消防職員等)を除き、月曜日から金曜日までの5日間において、1日7時間45分としております。

一般的な勤務時間は、午前8時30分～午後5時15分(休憩時間は午後0時から午後1時)となっています。

(2) 休暇

年次有給休暇として、1年に20日の休暇を付与しています。この休暇は1時間単位で取得することができます。また、残余の休暇日数を翌年に20日を超えない範囲で繰り越すことができます。

職員の年次有給休暇の取得状況

平成22年度平均使用日数 11.6日

平成21年度平均使用日数 12.3日

この外に病気休暇、忌引、出産等の特別な事由による休暇(特別休暇)があります。

(3) 分限及び懲戒並びに服務の状況

分限処分とは、一定の事由のある場合に、職員に不利益な休職・降任・免職の処分を行うことであり、懲戒処分とは、一定の義務違反に対して、職員に戒告・減給・停職・免職の処分を行うことです。

平成22年度分限処分対象者 …… 該当者 1名

平成22年度懲戒処分対象者 …… 該当者 なし

(4) 職員研修の状況

職員に知識技能等を取得させ、資質向上と勤務能率の発揮及び増進させることを目的に研修を行っています。

研修(平成22年度実績)

区分	受講者数	内容	具体的な研修事業名
室戸市主催 研修	322	室戸市が主催し、外部講師等により職員向けに行う研修	接遇、メンタルヘルス、ジオパーク、人権問題啓発推進講座等
	145	新採用職員から採用3年目までの職員を対象として、各課の課長等が講師として実施する研修	職場内講師研修、市長と新採用職員の意見交換会
階層別研修	64	経験年数、役職別に、こうち人づくり広域連合が実施する研修	新採用職員、採用3・5・10年目職員、係長、課長補佐、課長研修等
基本研修	43		
専門研修	35	業務遂行力、個人能力向上のためこうち人づくり広域連合が実施する研修	パソコン(集合)、議会事務、滞納事務、意識改革セミナー、危機管理、地方自治法・地方公務員法、企画立案向上、法制執務等
派遣研修	20	業務遂行力、個人能力向上のため他団体が主催する研修及び先進市町村への視察研修	労働基準法セミナー、出納事務の合理的運用実務、保健師等研修会、土木技術職員研修他

(5) 職員の福祉の状況

職員の健康確保と福利厚生のために、各種検診や互助会制度による厚生事業を行っています。

また、公務上被災した職員については、地方公務員災害補償法に基づく補償が行われます。

検診・検査(平成22年度)

定期検診……35人 人間ドック……162人

互助会制度(平成22年度)

会員数	市の負担額	会員の掛金	事業内容
255人	5,163千円	5,162千円	医療費助成、死亡弔慰金、傷病・災害見舞金、結婚・出産等祝金、休養施設利用助成等

公務災害の発生状況(平成22年度)……… 2件